

岐阜県公報

目次

県道の路線の認定	(道路維持課)	一
県道の路線の廃止	(同)	一
道路の区域決定	(同)	二
道路の区域変更	(同)	二
道路の供用開始	(同)	三

号外(一) 令和三年十月二十七日

告示

岐阜県告示第四百五十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第七条第一項の規定により県道の路線を次のように認定したので、同法第九条の規定により告示する。

その関係図面は、岐阜県県土整備部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和三年十月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

329	番号	整理		
明和 宝良 並線	路線名	起 点	終 点	
同市明宝	郡上市美並町	経重 過要 地な		備 考
	郡上市和良町	起 点	終 点	
		経重 過要 地な		

岐阜県告示第四百五十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十条第一項の規定により、県道の路線のうち次の路線を廃止したので、同条第三項において準用する同法第九条の規定により告示する。

その関係図面は、岐阜県県土整備部道路維持課において一般の縦覧に供する。

岐阜県公報 号外 毎週 (火曜日) 発行 (休日) (休日に当たる) (ときは翌日)

令和三年十月二十七日

令和三年十月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

322	番号	整理
和畑 良佐線	路線名	
同 郡 市和良町 上市明宝畑佐	終 起 点 点	
	経重 過要 地な	
	終 起 点 点	備
	経重 過要 地な	考

岐阜県告示第四百六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十条第一項の規定により、県道の路線のうち次の路線を廃止したので、同条第三項において準用する同法第九条の規定により告示する。

その関係図面は、岐阜県県土整備部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和三年十月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

323	番号	整理
白鹿 山倉線	路線名	
同 郡 市美並町白山 上市和良町鹿倉	終 起 点 点	
	経重 過要 地な	
	終 起 点 点	備
	経重 過要 地な	考

岐阜県告示第四百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように決定したので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年十月二十七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	道路 種類	路線名	区 間	敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）	備 考
明和 宝良並 線			郡上市美並町白山字羽佐古 口四六九番九地先から 同 市明宝畑佐 字相谷 八三六番一二二地先まで	三〇 〇	三三七 〇	一般国道二 百五十六号、 県道美濃加 茂和良線と 一部重用

岐阜県告示第四百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年十月二十七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路 種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）	備 考
		郡上市明宝小川字道谷一 六七八番二三五地先から				A、及び B、C は及び 関係

県道		明金山線	
郡上市明宝小川字道谷一六七八番二五地先から	郡上市明宝小川字道谷一六七八番二五地先から	後	前
同 市明宝畑佐字宮尾一六七八番一九一地先まで	同 市明宝畑佐字宮尾一六七八番一九一地先まで	A	A
同 市明宝畑佐字相谷八三六番九二地先まで	同 市明宝畑佐字相谷八三六番九二地先まで	B	B
同 市明宝畑佐字宮尾一九一	同 市明宝畑佐字宮尾一九一	九〇〇	三〇〇
同 市明宝畑佐字相谷八三六	同 市明宝畑佐字相谷八三六	六〇〇	三〇〇
同 市明宝畑佐字相谷八三六	同 市明宝畑佐字相谷八三六	三三九・一	七六〇・〇
		図面に表示する敷地をいづるの区分	

岐阜県告示第四百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年十月二十七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

県道	道の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の変更又は他の告示年月日ほか）
明和美並良線	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の変更又は他の告示年月日ほか）	
郡上市和良町鹿倉字南垣内一三七番二地先から	郡上市明宝小川字道谷一六七八番二五地先から	同 市明宝畑佐字相谷八三六番九二地先まで	同 市明宝畑佐字宮尾一九一	同 市明宝畑佐字相谷八三六	三三九・一	令和 三・一〇・二七	令和 三・一〇・二七

岐阜県告示第四百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年十月二十七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

県道	道の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の変更又は他の告示年月日ほか）
明金山線	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の変更又は他の告示年月日ほか）	
郡上市明宝小川字道谷一六七八番一九一地先から	郡上市明宝小川字道谷一六七八番一九一地先から	同 市明宝畑佐字宮尾一九二	同 市明宝畑佐字宮尾一九二	同 市明宝畑佐字宮尾一九二	三三九・一	令和 三・一〇・二七	平成 二七・三・二三 令和 三・一〇・二七

令和三年十月二十七日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社